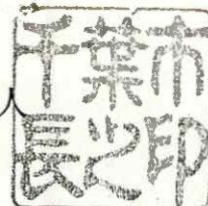


千葉市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月19日

千葉市長 熊谷 俊



千葉市条例第43号

千葉市道路占用料条例の一部を改正する条例

千葉市道路占用料条例（昭和30年千葉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	1,200円
	第2種電柱	1年	1,800円
	第3種電柱		2,400円
	第1種電話柱		1,000円
	第2種電話柱		1,700円
	第3種電話柱		2,300円
	その他の柱類		100円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	10円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	6円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,000円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	630円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,100円	
郵便差出箱及び信書		880円	

	便差出箱		
	広告塔	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 570円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 5,700円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年 2,100円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき 44円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		1年 63円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		94円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		130円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		190円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		250円
	外径が0.4メートル以上0.5メートル未満のもの		310円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		440円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		630円	
	外径が1メートル以上のもの		1,300円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2,800円	
	地下に設ける通路		1,700円	
	その他のもの		2,100円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	57円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	570円	
道路法施行令(昭和27年)	看板(ア)一斉であ	一時的に設けるも	表示面積1平方メート	570円

政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	るものを除く。)	の	ルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,700円
	標識		1本につき1年	1,700円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	57円
		その他のもの	1本につき1月	570円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	57円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	570円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,700円
		その他の		2,800円

		もの		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1 平方メート	2,100円
令第7条第3号に掲げる施設			ルにつき1 年	Aに0.034 を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1 平方メート	570円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設			ルにつき1 月	210円
令第7条第8 号に掲げる施 設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの		占用面積1 平方メート ルにつき1 年	Aに0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024 を乗じて得た額
	地下（ト ンネルの 上の地 下を除 く。）に 設けるも の	階数が1 のもの		Aに0.005 を乗じて得た額
		階数が2 のもの		Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3 以上のも の		Aに0.01を 乗じて得た額
	その他の もの	一時的に 設けるも の		占用面積1 平方メート ルにつき1 日
その他の もの		占用面積1 平方メート ルにつき1 年	Aに0.034 を乗じて得た額	

令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	Aに0.01を乗じ、100で除して得た額
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設			Aに0.015を乗じて得た額

	けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて得た額

別表備考第6項中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市道路占用料条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者の当該占用物件に係る平成31年度以降の各年度の占用料の額は、改正後の条例の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。